

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県上水内郡三水村

2 構造改革特別区域の名称

三水村地域住民支援特区

構造改革特別区域の範囲

長野県上水内郡三水村の全域

4 構造改革特別区域の特性

三水村は長野県の北部に位置し総面積は35.46K m²であり、山林が総面積の41.9%を占め、農地35.4%、宅地3.7%等となっておりなだらかな丘陵地となっています。人口は平成12年の国勢調査では5526人、最近5年間で240人(4.1%)減少しています。一方、65歳以上の高齢者は1512人(高齢化率26.8%)で年々増加しています。

村では、社会福祉の中核として三水村社会福祉協議会を平成元年に法人化し各種福祉団体の指導のほかホームヘルプ事業、デイサービスセンターの受託運営等多岐にわたり実施していますが、障害者の施設については、精神障害者の小規模通所授産施設のほかは未整備の状況にあり、特に知的障害者及び障害児に対応する身近なサービス資源がなく大きな課題となっています。

また、公共交通機関は民間2社のタクシーと3路線の代替バスがあります。これらの公共交通機関では歩行困難者や車イス利用者のための特殊な設備を有した輸送手段を持っていないため、高齢者や障害者等移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されていない状況です。

5 構造改革特別区域計画の意義

在宅の知的障害者及び障害児は家族の援助のもとで生活せざるを得ないなどの実態がありますが、知的障害者及び障害児の主体性、選択性を尊重する支援費制度の施行及び知的障害者及び障害児の地域生活への移行を目指している障害者施策の動向にも沿ったものとして、今後の日中活動の場の確保、また社会的自立を目指すため、デイサービス利用への要望は強く、

今後の施設整備がますます求められてくると考えられます。しかし、村では地域環境や利用者数、需要量の変動及び村の厳しい財政的状況から、知的障害者及び障害児のデイサービスを単独で設置することは困難な状況であり、介護保険の通所介護事業を利用可能とすることで、この点を解決することができるものと考えられます。

また、高齢者や障害者等単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者において、現状では主に家族が送迎を行っていますが、送迎に伴う時間的制約が大きく、就労継続を困難としており、家族の肉体的精神的負担が大変大きい状態です。

そのため、あらかじめ登録した会員に対して福祉車両を使い、高齢者や障害者等に対する対応のノウハウを持った事業者が送迎等を行うことができるようになることで、移動制約者の負担軽減や就労の継続を可能とします。

構造改革特別区域に認定されることにより三水村が目指す「誰もが住みやすい村づくり」に向けた体制を整備することが可能となります。

6 構造改革特別区域計画の目標

三水村が目指す「誰もが住みやすい村づくり」を実現するため、今後、地域福祉計画を策定し、高齢者、障害者、児童等に対する地域の福祉を総合的に推進するにあたっての先導的な試みとして、

タイムケア事業、障害者ケアマネジメント事業を推進するとともに、指定通所介護事業所のデイサービスを知的障害者、障害児が利用できる特例を導入することにより、障害者へのケアを充実させるとともに、

村が進めるNPO立ち上げ支援事業とあいまって、NPOによるボランティア輸送のための特例を導入することにより、移動制約者の生活の利便性の向上を進めることにより、

あらゆるニーズに対応できるサービス環境の充実を図ります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 家族・介護者の負担軽減

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入を可能にすることによって、デイサービス利用を希望する知的障害者及び障害児のデイサービス利用の実現と、これをはじめとして、知的障害者及び障害児の在宅福祉サービスの充実により、地域で生活できる安心感と社会参加が図られます。さらに、現在施設に入所中の知的障害者の在宅生活への移行の可能性が高まり、知的障害者及び障害児が身近な地域で自立した生活を送れる社会形

成の足がかりとなり、家族（介護者）においても、身体的、精神的な負担が軽減され、それにより日中の空いた時間での就業を可能とします。

この事業による利用者は4人見込まれます。

また、制度の周知により夏休み期間中の養護学校の生徒の利用がさらに3人程度が見込まれます。

家族に代わって送迎サービスを実施することによって、障害児を持つ家族（介護者）の健康状態や精神面での負担の軽減と就労にともなう経済的負担の軽減が図られます。また、高齢者及び知的障害者及び障害児においても障害程度により家族の介護が必要となり、通院またはショートステイ利用の際の事業所等への送迎に伴う時間的制約が大きいため、就労を困難としており、送迎サービスの実現により、家族（保護者）は就労も可能となります。

村内の移動制約者の状況は、身体障害者44人、高齢者等50人で計94名ですがその内、タクシー等の公共交通機関利用可能な者は公共交通機関を利用することとします。よってこの事業による見込み利用者数は約60人です。また、高齢化の進行により今後対象者は増えることが見込まれます。

（2）地域福祉の推進

身近な事業所でサービスを受けることが可能となります。

8 特定事業の名称

- ・ 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
- ・ NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

タイムケア事業（県事業）平成15年4月より実施

在宅の重度身体障害者及び中程度の知的障害児の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人又は指定された民間福祉団体等で保護します。

- ・ 対象者 在宅の重度心身障害児者、知的障害児者、身体障害児、重度身体障害者
- ・ 利用期間 年200 時間以内

障害者のケアマネジメント体制の構築

支援費制度の導入にともない、専門機関や地域住民と連携し、総合相談や各サービス並びに輸送対象者の調整等、生涯にわたって適切な生活支援を実施するシステムを構築します。

地域福祉計画事業

地域福祉計画策定のための策定委員会を16年4月(予定)発足させ、社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定を開始します。

計画では、高齢者・障害者・児童等村民福祉の現状と課題を検証し、地域に見合った福祉のあり方と達成のための手法を明示し、計画的に事業を実施します。

NPO 立ち上げ支援事業

ボランティア育成の過程で、ボランティアの組織化を行い、地域の需要を反映したNPOの立ち上げを支援します。

輸送サービスの面では、村社会福祉協議会の福祉輸送のみに依存することなく、福祉輸送が実施できる実力を持つNPOの設立を目指します。

別紙

1 特定事業の名称

番号 906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の介護保険指定通所事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定日

4 特定事業の内容

特別区域計画認定後、三水村全域を対象とし、特区内の指定通所介護事業所等において、当該事業所等の定員の範囲内で、村がデイサービスを提供することが適当と認めた知的障害者及び障害児の受け入れを実施する。

(1) 特定事業の実施主体

特区認定当初からの実施主体は次の者を予定している

事業者名称及び住所

社会福祉法人 三水村社会福祉協議会(三水村大字芋川181番地)

デイサービスセンターの名称及び住所

三水村デイサービスセンター「ふれあいの園」(三水村大字芋川181番地)

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の内容

障害児の受け入れに関しては、障害児に適切な処遇を行うため、通所介護事業所三水村デイサービスセンターが、関係施設からから技術的支援を受けることとし、職員がそれらの施設における実習・研修等の機会を通じ、必要な資質を向上させる。(講習会及び研修会は定期的実施、個々のケースの技術的指導は随時実施)

5 当該規制の特例措置の内容

三水村は中山間地に立地する小規模な村であり、知的障害者及び障害児デイサービス事業の対象者数が少なく、事業を実施する事業者の参入が難しい地域にあることから、より身近な場所で日常生活におけるサービスを受けることを可能とするため、「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定）別表1に掲げる「特例措置の内容」により地域にある指定通所介護事業所を活用する。

別紙

1 特定事業の名称

番号1206

NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の社会福祉法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定日

4 特定事業の内容

特定事業の実施主体

国土交通省から道路運送法第80条の許可を受け、高齢者や障害者等移動制約者について、福祉車両により有償運送を行う。

特区認定当初からの実施主体は次の者を予定している

事業者名称及び住所

社会福祉法人 三水村社会福祉協議会(三水村大字芋川181番地)

デイサービスセンターの名称及び住所

三水村デイサービスセンター「ふれあいの園」(三水村大字芋川181番地)

5 当該規制の特例措置の内容

三水村にある公共交通機関では、歩行困難者や車イス利用者のための特殊な設備を有した輸送手段を持っていないため、高齢者や障害者等移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されていない状況にあります。

そこで、以下の通り村が推薦状を交付して、移動制約者に対する安全で安心な有償輸送サービスを提供します。

なお、事業の実施管理のため、三水村有償運送事業協議会を開催し、次の事項の協議・調整を行う。

三水村有償運送事業協議会の概要

- (1) 構成 長野運輸支局・長野福祉事務所・村内公共交通機関 3社
村身障協・村社会福祉協議会・三水村

(2) 内容

輸送主体

輸送の主体は、道路運送法第7条の欠格事由に該当しない者で、三水村長から具体的な協力依頼を書面により受けた者とし、当該規制の特例措置の内容に掲げる要件を全て満たした社会福祉法人三水村社会福祉協議会とする。

輸送対象者

輸送の対象は、原則として予め登録した会員並びにその家族及びその同伴者とし、会員は三水村内に住所を有する者とする。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として本村の区域内にあることを条件とする。

使用車両

輸送に使用する車両は、住民輸送にかかる「有償輸送車両」として特定し、マグネットシートを使用して、利用者に見やすいよう両側面に表示する。

運転者

運転者は、普通第2種免許を有することを基本とするが、これによりがたい場合は、本村における道路事情等を考慮して、3年以上運転免許停止処分を受けず、自動車事故対策センターの適正診断合格者とし、運営協議会（住民課長・福祉係長・社協会長で組織）で諮った上で、十分な能力と経験を有していると認められる者を選任する。

車両保険

輸送に使用する車両の全てについて、万一の事故に備え、事故処理と責任体制を明確にするため、示談対応を付した対人無制限、且つ対物1,000万円以上、搭乗者1,000万円以上の任意保険・共済への加入を義務付ける。

料金

輸送の対価については、三水村における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性を勘案しつつ長野運輸支局長が定める基準以内とする。（設定予定料金 利用1回につき 300円とし、村外の場合は村の外の区域の走行1キロメートルについて 50円の加算とする。）

運行管理

運行管理、指揮命令システムを明確にし、事故防止指導体制を整え、また年1回以上、安全運転教育の講習会を開催する。

苦情処理等

輸送活動における利用者からの苦情、事故等の状況について三水村有償運送事業協議会に報告する制度を設ける。